

## 建設業退職金共済制度の適正な履行に係る事務取扱要領

(令和4年2月8日市長決裁)

建設業退職金共済制度の適正な履行に係る事務取扱要領（平成23年3月28日市長決裁）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事に係る建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の円滑かつ適正な履行の推進を図るため、建退共制度に係る事務の取扱いについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「共済機構」という。）が定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、本市が発注する1件当たりの契約金額が600万円以上の建設工事とする。

(建退共制度への加入)

第3条 対象工事の受注者及び下請業者（2次以下の下請を含む。以下同じ。）で受注者に建退共制度に係る事務を委託しないもの（以下「受注者等」という。）は、その雇用する労働者の中に、建退共制度の対象となる労働者がいる場合は、建退共制度に加入し、共済契約者証の交付を受けるものとする。

2 受注者等は、その雇用する労働者の中に、新たに建退共制度の被共済者となる者がいる場合は、当該被共済者となる者に対する建設業退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）の交付を行うとともに、交付後は、共済手帳の交付、更新等の状況を明確にするため、共済手帳受払簿を作成するものとする。

3 受注者等は、その雇用する労働者が加入する退職金制度を把握するものとする。この場合において、建退共制度の対象となる労働者の確認を新規入場者教育時等において実施するものとする。

4 前項の規定により、退職金制度に加入していない労働者がいる場合は、何らかの退職金制度に加入できるよう努めるものとする。

(共済証紙購入状況の確認)

第4条 工事発注課は、受注者に対して、共済機構の定める様式（以下「機構様式」という。）を提出させ、共済証紙（電子申請方式の場合にあっては、退職金ポイント。以下同じ。）の購入状況を確認するものとする。この場合において、共済証紙の購入が不要な場合は、受注者はその理由を工事発注課に建設業退職金共済証紙無購入理由書により報告するものとする。

2 前項の購入状況は、下請業者の購入状況を含むものとする。

3 受注者は、契約当初は工場製作の段階であるため建退共制度の被共済者を雇

用しない等の理由があり、共済機構が定める期限内に購入状況を報告できない事情がある場合は、あらかじめ工事発注課に建設業退職金共済証紙購入遅延理由書によりその理由及び共済証紙の購入予定時期を申し出なければならない。

- 4 工事発注課は、受注者から前項の申出があった場合、契約金額の増額変更があった場合等において、受注者等が共済証紙を新たに購入したときは当該共済証紙に係る購入状況を遅滞なく機構様式により受注者に報告させるものとし、新たに購入しなかったときはその理由を建設業退職金共済証紙無購入理由書により徴取するものとする。

（共済証紙の購入額）

第5条 受注者は、自らが雇用する被共済者数、下請業者が雇用する被共済者数及びその就労予定日数を的確に予測し、必要な枚数の共済証紙を購入すれば十分であることに留意するものとする。

- 2 受注者は、共済証紙購入額の的確な予測が困難な場合は、共済機構が定める掛金納付の考え方を参考として活用することとし、その際は、受注者において、工事ごとの労働者の建退共制度への加入率の把握に努めるものとする。

（共済証紙貼付状況の確認）

第6条 工事発注課は、対象工事が完成したときは、新座市公共工事請負契約基準約款（平成11年新座市告示第137号）に基づく工事完成通知書と併せて、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書を提出させ、共済証紙の貼付（電子申請方式の場合にあっては、充当。以下同じ。）の状況を確認するものとする。この場合において、貼付の日数が購入の日数を下回るとき、又は貼付がなかったときは、受注者はその理由を工事発注課に報告するものとする。

- 2 前項の貼付の状況は、受注者が自ら雇用した被共済者への貼付実績及び下請業者が雇用した被共済者への貼付実績を併せて確認するものとする。

（受注者による下請業者への指導）

第7条 受注者は、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付の促進に努めるものとする。

- 2 受注者は、下請業者に対し、共済証紙を現物交付し、若しくは掛金充当し、又は掛金相当額を下請代金に算入するものとする。
- 3 受注者は、下請業者との契約締結に際し、前項の規定により、共済証紙の掛金相当額を下請代金に算入した場合においては、下請業者の施工した工事の完了後に、下請業者から共済証紙貼付状況を機構様式により報告させるものとする。

（受注者による事務受託の推進）

第8条 受注者は、下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合においては、受注者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めるものとする。

2 受注者は、建退共制度に係る事務を下請業者から受託した場合においては、共済機構の定める受託処理の手續に従い適切に行うものとする。

(発注者による履行確認)

第9条 工事発注課は、受注者が対象工事の一部を下請業者に施工させる場合には、前2条の規定により適正に処理されているかどうかの状況を把握するとともに、必要があると認めるときは、受注者に対して指導するものとする。

(その他)

第10条 工事発注課は、対象工事以外の工事についても、受注者等が共済証紙の購入に努めるよう指導するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、様式の作成その他の建退共制度の適正な履行に係る事務に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則 (令和4年2月8日市長決裁)

1 この要領は、令和4年3月1日から実施する。

2 改正後の新座市建設業退職金共済制度の適正な履行に係る事務取扱要領の規定は、この要領の実施の日以後に契約を締結する建設工事について適用し、同日前に契約を締結した建設工事については、なお従前の例による。